

## 大和市の休日を定める条例逐条解説

### (市の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

### 【解説】

- ・ 地方自治法第4条の2により、地方公共団体の休日は条例で定めることとされています。また、同条第2項において、地方公共団体が条例で定めるべき休日が定められていることから、この規定に沿って本市の組織における休日を定めたものです。
- ・ 同項第3号の「年末又は年始における日で条例で定めるもの」については、国の行政機関の休日を定めている「行政機関の休日に関する法律」の規定に準じて、12月29日から翌年の1月3日までの日としています。
- ・ なお、行政機関の事務を円滑に遂行するため、休日においても事務を遂行することができることとしています。

### (期限の特例)

第2条 市の機関に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

### 【解説】

- ・ 地方自治法第4条の2第4項に規定する期限の特例を定めたものです。
- ・ 市の機関に対する申請、届出等の行為の期限が、本条例に定める休日に当たるときには、休日の翌日をその期限とみなします。ただし、条例又は規則にこれと異なる定めがある場合は、その規定が適用されます。

[ 参考：地方自治法 ]

第 4 条の 2 地方公共団体の休日は、条例で定める。

2 前項の地方公共団体の休日は、次に掲げる日について定めるものとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- 三 年末又は年始における日で条例で定めるもの

3 略

4 地方公共団体の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間(時をもつて定める期間を除く。)をもつて定めるものが第 1 項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。